

## 別紙2（審査基準）

本要領第11の1の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・有効性、実現性及び公益性に掲げる内容を1つも満たさない場合

### 審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<b>【目的・目標の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。</li> <li>・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。</li> <li>・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。</li> <li>・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1
効率性	<b>【事業実施計画の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。</li> <li>・予算計画は妥当なものになっているか。</li> <li>・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。</li> <li>・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1
実現性	<b>【事業実施体制の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。</li> <li>・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</li> <li>・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1
公益性	<b>【国の支援の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。</li> <li>・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</li> <li>・事業終了後も継続して花きの展示、生け花体験等の喚起した需要の定着に向けた取組が期待されるか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

実効性	① 花きの利用拡大にむけた各取組の関連性が明確で、一貫した視点での取組となっている。	5つ満たす	5
	② 取組方針・方策が具体的であり、効果的な事業内容となっている。	4つ満たす	4
	③ これまでにないような先進的な取組内容となっている。	3つ満たす	3
	④ 異業種との連携など新たな取組内容となっている。	2つ満たす	2
	⑤ 花きの利用拡大・定着を図るための取組が、ソーシャルメディア等を活用した多数の関係者での情報共有が容易なもの等これまでにないような普及方法となっている。	1つ満たす	1